健 康 保 険厚生年金保険

被保険者資格取得届70歳以上被用者該当届

常務理事	事務長	課長	係長	主任	係

	令和	年 月 日提出				
	健康保険事業所記号	厚生年金保険 事業所 整理記号	受付印			
		届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 ―				
提出	事業所					
出者記	所在地					
記入	事業所					
欄	名 称		社会保険労務士記載欄			
	事業主 氏 名					
	電話番号	()				
	1	② (7½h+)	③ 5-昭和 年 月 日 ④			
	被保険者 整理番号	氏名 (名)	生年月日 7.平成 種別 1. 男 2. 女			
被保険者1	<u> </u>	(T)健保·厚 ⑥	9.令和 年 月 日 8			
	取得区分	3. 共済出向 番号 基礎年]	取得 (該当) (大BD) (TB) (TB) (TB) (TB) (TB) (TB) (TB) (TB			
	9	4. 船保任継 【 金番号 】	年月日			
	報酬 月額		(備考 1.70歳以上被用者該当 4.退職後の継続再雇用者の取得 2.二以上事業所勤務者の取得 5.その他 (
	11)	— 円 円 F 住民票 〒 一 住所	日 住民票住所が空欄の場合は該当する項目を〇 で			
	住 所	居所 〒 一	で囲んでください。			
	1	② (フリガナ)	3 5.昭和 年 月 日 ④			
被保険	被保険者 整理番号	氏名 (氏)	生年月日 7.平成			
	5	(T) 健保·厚 (6) (個人	プ 年 月 日 8			
	取 得区分	3. 共済出向 4. 船保任継 (金番号)	取得 (該当) 9.令和			
者	9 +8 = 11	⑦(通貨)	(i) 該当する項目をOで囲んでください。 3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等			
2		⑦(現物) 円	備考 1.70歳以上被用者該当 4.退職後の継続再雇用者の取得 2.二以上事業所勤務者の取得 5.その他 (
	① 住所	住民票 〒	住民票住所が空欄の場合は該当する項目をO で囲んでください。			
		店所 1. 海外住住 2. 短扇住留 3. 七切他() 光打安台				
	① 被保険者	② (795 [†]) (氏) (氏)	(S) 5.昭和 年 月 日 (G)			
ملط	整理番号	氏名	生年月日			
被 保	⑤ 取 得	() 健保 厚 () () () () () () () () () (の			
険	区分	- 八八日間 (基礎年)	年月日 養者			
者 3	9報酬	⑦(通貨)	(動) 該当する項目をOで囲んでください。 3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 4. 退職後の継続再雇用者の取得 2. 二以上事業所勤務者の取得 5. その他(
3	月額	②(現物) 円 円 2. 二以上事業所勤務者の取得 5. その他 (円 円 円 円 円 円 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回				
	住 所	住所 居所 〒	住民票住所が空棚の場合は該当する項目をO 変化			
	1	(7957)	③ 5.昭和 年 月 日 ④			
	被保険者	氏名 (紙)				
被保	整理番号	(下)健保·厚 ⑥ 相 相 相 相 相 相 相 相 相 相 相 相 相 相 相 相 相 相	9.令和			
		3. 共済出向 番号	取得 9.令和			
)) 者	区分	4. 船保任継 【 基礎年 】	年月日 黄 有 黄 有			
1 <u>1</u> 1	報酬 月額	⑦(通貨)	通考 1. 70歳以上被用者該当 4. 退職後の継続再雇用者の取得 4. 退職後の機能再雇用者の取得 2. 二以上事業所勤務者の取得 5. その他 (
		円	住民栗住所が空欄の場合は該当する項目を〇 ②			
	住 所	生所 〒 一 居所 〒	注氏表注所が延伸的が導合は該当9 の項目をO			
			7-11-51-5			

この届書は 「従業員を採用した場合」、「60歳以上の方で退職後に継続して再雇用した場合」 にご提出いただくものです。

・70歳以上の方について提出する場合は、「⑩備考」欄の「1.70歳以上被用者該当」を○で囲んでください。

記入方法

提出者記入欄 : 事業所(整理)記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号をご記入ください。

 健康保険 事業所記号
 1
 2
 3
 厚生年金保険 事業所番号
 0
 1
 一
 イ
 ロ
 ハ
 厚生年金保険 事業所番号
 1
 2
 3
 4

①被保険者整理番号 :被保険者整理番号を払い出ししますので、記入する必要はありません。

②氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名をご記入ください。フリガナはカタカナで正確にご記入ください。

③生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照しご記入ください。

50 昭和 7. 平成 9. 令和 6 3 0 5 0 3

④種別:下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

 男子
 女子

 一般(基金未加入)
 1
 2

⑤取得区分 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

1. 健保・厚年 健康保険・厚生年金保険の被保険者となったとき(船員保険適用者を除く) 3. 共済出向 共済組合から公庫等へ出向した職員であるとき 船員任意継続被保険者であるとき

⑥個人番号
・本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されて

(基礎年金番号) いる10桁の番号を左詰めでご記入ください。

⑦取得(該当)年月日 : 適用事業所に使用されるに至った日(事実上の使用関係が発生した日)、(70歳以上被用者該当届としての提出の場合は、70歳

以上被用者に該当した日)、その使用される事業所が適用事業所となった日等をご記入ください。

⑧被扶養者:健康保険の被扶養者がある場合は「1. 有」を、ない場合は「0. 無」を○で囲んでください。

「1. 有」の場合は『被扶養者(異動)届』の届出が別途必要です。

⑨報酬月額 :「⑦(通貨)」は給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。

※1 臨時に支払うものや、3月を超える期間ごとに支払う賞与等は対象となりません。

※2 週給の場合は、報酬額を7で割って得た額の30倍に相当する金額をご記入ください。

※3 実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1カ月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額をご記入ください。

服等は時価により算定した額)をご記入ください。

⑩備考:該当する場合に番号を○で囲んでください。

「1.70歳以上被用者該当」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。

在職中に70歳に到達した場合は、この届書ではなく『70歳到達届』(資格喪失・70歳以上該当届)をご提出ください。

「2. 二以上事業所勤務者の取得」に該当する場合は、資格取得日から10日以内に、被保険者が『被保険者所属選択・二以上事業 所勤務届』を提出する必要があります。

「3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所)」は、短時間労働者に係る資格取得届を提出する場合に○で囲んでください。 「4. 退職後の継続再雇用者の取得」に該当する場合は、この届書とあわせて『被保険者資格喪失届』の提出が必要です。

: 住所は上段に住民票住所を、下段に居所を正確にご記入ください。なお、日本国内に住民票(個人番号)を有していない等、 住民票住所を記入できない場合は、居所等を記入の上「1. 海外在住」 「2. 短期在留」 「3. その他」のいずれか該当する理由

を○で囲み、「3. その他」に○をした場合は、その理由をご記入ください。

⑫資格確認書発行要否 :資格確認書の発行が必要な場合(※)は「□発行が必要」に✔を入れてください。※以下に該当する場合に限ります。

・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者

・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者

・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

添付書類

⑪住所

・60歳以上の方で退職後の継続再雇用の場合

ア. 就業規則・退職辞令のコピー等退職日が確認できる書類、および継続して再雇用されたことが確認できる雇用契約書のコピー

イ.上記「ア」の書類が添付できない場合、事業主の証明書(退職日、再雇用日が記載されているもの)等

お知らせ

- ・この『被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届』を提出し、資格取得の確認および標準報酬月額が決定されると、『資格取得確認および標準報酬決定通知書』・『70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ』(70歳以上被用者に該当する場合)が事業所に送付されますので、事業主は通知内容を被保険者に通知してください。
- ・「短時間労働者」とは、国・地方公共団体・特定適用事業所等において使用される、以下の全ての要件を満たした場合に被保険者となります。
 - ア. 週の所定労働時間が20時間以上であること。
 - イ. 雇用期間が2カ月を超えることが見込まれること(雇用期間が2カ月以内であるが、雇用契約書等でその契約が更新される旨または更新される場合がある旨明示されている場合を含む)。
 - ウ. 賃金の月額が88,000円(年額106万円相当)以上であること。ただし、①臨時に支払われる賃金(結婚手当等)および1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、②所定時間外労働等に対して支払われる賃金(割増賃金等)、③最低賃金法において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当および家族手当)を除く。
 - エ. 学生でないこと。
 - ※上記ア〜エの要件を満たしていても、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の従業員については、 通常の被保険者となります。